

国立国語研究所将来計画委員会規程

平成25年3月27日

国語研規程第67号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程第8条の規定に基づき、将来計画委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる調査・検討を行う。

- (1) 研究所の将来計画に関わる基本的な考え方に関すること。
- (2) その他将来計画に関すること。

(招集)

第3条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。